

四條畷市地域包括支援センター運営業務委託に係る質問書に対する回答

	質問項目	質問内容	四條畷市回答
1	職員の配置	<p>『事務職員1人を配置すること。非常勤可とし、週5日×7時間以上従事すること』と仕様書にありますが、</p> <p>①配置できなければ委託料の返金はありますか？</p> <p>②週5日×7時間未満の雇用場合において、返金することになりますでしょうか？</p> <p>③社会保険料等を含めた人件費として200万円を超えますが、超える分は委託事業者が負担するという認識になるのでしょうか？</p>	<p>①②事務職員には資格要件を設けておらず、人材確保が困難な職種ではないことから、事務所内に配置することを必須要件としており、減額に関する規定を設けていませんでしたが、仕様書記載の業務従事時間を確保できない場合は、仕様書「9 委託料の支払い」の委託料の減額要件（職員欠員に伴う減額）に準じて減額分の委託料を返還いただきます。</p> <p>③事務職は複数人配置できることを要件としており配置方法によっては社会保険料は不要となりますが、専属の事務職1人を配置した場合については、お見込みのとおりです。</p>
2	業務内容	<p>緊急対応が必要な事例が増加していることから、専門職員へ超過勤務をお願いすることも増えてきています。一定のルールは必要と考えていますが、毎月の内容や実績を報告することで、人件費予算などの検討をしていただけないでしょうか？</p>	<p>委託料は、事業者からの提案額の範囲内で本市と調整により決定し、基本的に契約締結後の増額はありません。そのため、超過勤務等を見込んだ金額で見積もってください。</p>